

6 消安第 2682 号

6 農産第 1830 号

令和 6 年 7 月 29 日

各地方農政局消費・安全部長 殿
生産部長 殿

消費・安全局植物防疫課長
農産局果樹・茶グループ長

果樹カメムシ類の防除について

果樹類（かんきつ、かき、なし、りんご等）の果実を加害する果樹カメムシ類については、令和 5 年 12 月から本年 2 月の平均気温が全国でかなり高かったことから、越冬個体の数が多く、関東以西の地域で発生量が多くなっております。

このため、本年の果樹カメムシ類の注意報の発表件数は過去 10 年間で最多の 44 件（7 月 25 日時点）となっており、なしの幼果への加害、かんきつの早期落果等といった被害も報告されています。更に愛媛県、鳥取県、広島県は、全国で 14 年ぶりとなる警報を発表し、生産者に広く注意を呼びかけているところです。

果樹カメムシ類の主要種であるツヤアオカメムシ及びチャバネアオカメムシについては、例年 7 月以降に山林のスギ、ヒノキ等の球果を中心に吸汁し、果樹園地での被害が少なくなるところですが、当年第 1 世代の成虫が発生した後、餌となる球果が不足すると果樹園地に飛来し、加害することが知られています。また、近年は、夏季の高温により、当年第 2 世代が発生する地域も多いです。

球果の結実量が少ない地域においては、当年第 1 世代の発生量は少なくなることが予想されますが、球果の結実量が極端に少ない場合、通常山林で留まる越冬世代や当年世代が 7 月以降にも果樹園地へ飛来して大きな被害を及ぼすおそれがあります。また、球果が豊富でない地域は当年第 2 世代の成虫が発生する頃には球果を消費し尽くしてしまい、成虫が一斉に発生源を離脱し、果樹園地へ飛来する可能性が高く、これらの地域では引き続き予断を許さない状況です。

つきましては、貴職におかれましては、管内県に対し、果樹カメムシ類による被害の軽減のため、下記の対策の徹底について通知いただきますようお願いいたします。

記

1. 果樹カメムシ類の県内の発生状況に応じて、果樹園地の見回り頻度を高めるとともに、農業者や JA（営農指導員）等から情報提供を求めるなど被害防止の取組を強化し、飛来量の増加が見込まれる場合は、発生予察情報等により、農業者等に対して早期に注意喚起を実施すること。
2. 農業者等に対し、都府県が発表する発生予察情報等を参考にしつつ、園内の観察をきめ細かく行い、飛来が認められた場合は、飛来初期から薬剤散布を実施するよう日頃から防除指導を行うこと。また、果樹カメムシ類の防除においては、以下のような基本的な対策を徹底することが重要であることから、

農業者に対して果樹カメムシ類の防除対策を周知徹底すること。

【防除について】

- (1) 発生の多い地域では、防虫ネット又は多目的防災網の設置を行う。施設栽培では、防虫ネット等で施設開口部を覆うことにより、侵入防止を図る。なお、防虫ネット又は多目的防災網に破れや隙間がないか念入りに点検を行う。
- (2) なし、ぶどう等の有袋栽培の場合、早期に袋かけを行う。ただし、袋をかけていても、果実が肥大して袋に密着すると吸汁される場合があるので、注意すること。
- (3) 果樹園地において果樹カメムシ類の飛来を認めた場合、速やかに薬剤散布を実施すること。

(留意事項)

- ① 果樹カメムシ類は薄暮期から夜間を中心に活動するため、夕方に薬剤散布を行うと効果的である。
- ② 合成ピレスロイド系剤は、一般に殺虫効果と吸汁阻害効果に優れ、残効も1週間以上と多発生時の防除にも適するが、同系剤を多用した場合、天敵類に影響を及ぼし、ハダニ類やカイガラムシ類等の多発を引き起こすおそれがあるので注意する。
- (4) スギ林やヒノキ林の隣接園地では、被害が多くなる傾向があることから特に飛来状況に留意する。